

■ 第1章

いじめ問題の理解を図るために

1 いじめの定義について

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめ問題は学校が対応すべき最重要課題の一つであり、これまで学校はその対応に様々な努力を重ねてきたところですが、抜本的な解決には至りませんでした。そこで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ問題への学校の努力義務や措置等について平成25年6月にいじめ防止対策推進法が制定され、第2条において、いじめについて以下のように定義されました。この中では、インターネットを通じて行われるものを含むことが、明確に規定されました。

○ いじめの定義（第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。

以下に、具体的ないじめの態様を示します。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間外れ、集団から無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

「いじめ防止対策推進法」(概要)

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
※ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)について定めること。
※ 国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として(1)道徳教育等の充実、(2)早期発見のための措置、(3)相談体制の整備、(4)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として(5)いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、(6)調査研究の推進、(7)啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として(1)いじめの事実確認、(2)いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、(3)いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等(※)に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。
※ 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

(一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行)

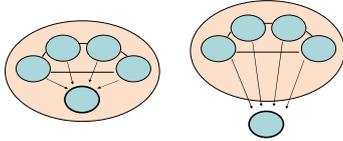
2 いじめの構造について

いじめは、いじめを行う子供といじめを受ける子供の対立構造のように見えますが、実際には、これらを取り巻く「観衆」や「傍観者」という立場の子供が存在していることがあります。したがって、いじめは、被害者対加害者という単純な対立構造として捉えるのではなく、集団全体、さらに、その背後にある親子関係や地域社会も視野に入れることが重要です。以下に、いじめの構造の例を示します。

■ 小集団と大集団

小集団

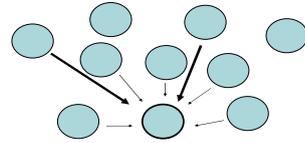
いじめている側は小集団に属している。いじめられている側は一人であり、同じ集団に属している場合と小集団外にいる場合がある。



特に小集団内のいじめの場合、いじめられている子供は、自分の仲間からいじめられたことの打撃が大きい。一見逃げられそうだが、集団がもつ閉塞性から、逃げられない状況がある。

大集団

いじめている側が多数であり、学級の大半や学年にも及び。周囲でいじめを見て容認している子供を含む。



大集団におけるいじめは、大勢の周囲にいる子供を巻き込む。いじめられている子供にとっては、自分のいる場を失い、絶望感や無力感が生じやすい。

■ 四層(重層)構造

＜いじめは基本的人権の侵害＞

仲間はずし、身体への攻撃、嫌がることをする(させる)など、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより精神的な苦痛を感じるものがいじめである。いじめは人間の尊厳を傷付ける重大な人権問題である。

A: いじめられている幼児・児童・生徒 (主に一人)

B: いじめている幼児・児童・生徒 (複数が多く)

C: 実際には手出しはしないが、見てはやし立てる幼児・児童・生徒

D: 「関わりたくない」「仕返しが怖い」などの理由から、見て見ぬふりする幼児・児童・生徒

CやDの立場の幼児・児童・生徒がいじめを助長している。
この立場の幼児・児童・生徒もいじめに加担しているという自覚をもたせることが大切である。

保護者

教師

いじめの構造

・かわいそう、でも D
関わりたくない

・知らないふり

見えにくい状況

いじめ

「やられる方が悪いんだよ」

・怖い

・見ぬふり

「自分がやられたら…」

地域の人々

参考：東京都教育委員会「人権教育プログラム（学校教育編）」平成25年3月

3 「いじめ問題に関する研究」から

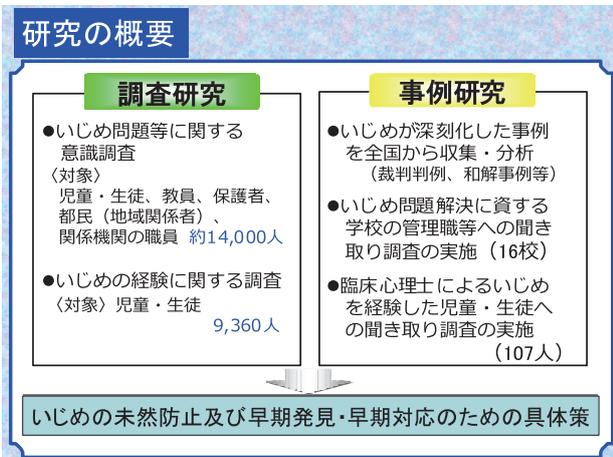
いじめの未然防止及び早期発見・早期対応やいじめに対応できる子供の育成に役立てられるように、東京都教職員研修センターが、平成24年10月から推進した「いじめ問題に関する研究」の概要について掲載します。

「いじめ問題に関する研究」についての詳細は、東京都教職員研修センターのホームページに掲載していますので御覧ください。

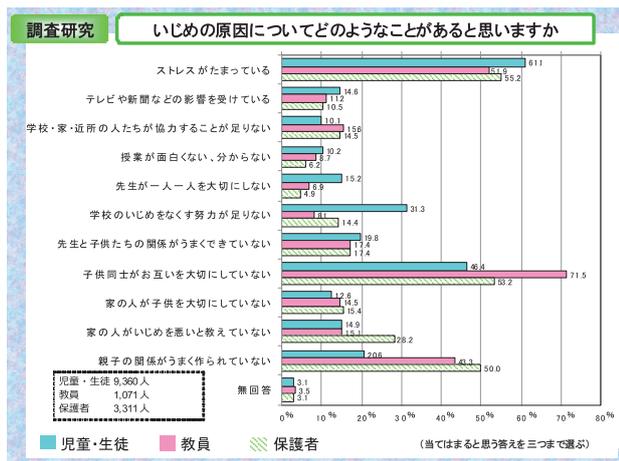
「いじめ問題に関する研究報告書」

<http://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.jp/>

●研究の概要



●いじめの原因や背景について (児童・生徒、教員、保護者) 【複数回答】



いじめの原因について、児童・生徒の回答として多かったのが、「ストレスがたまっているから」61.1%、「子供同士がお互いを大切にしていない」46.4%であった。「学校のいじめをなくす努力が足りない」という項目は、児童・生徒は31.3%が、教員は8.1%が、努力が足りないと考えており、教員と児童・生徒の意識に差が見られた。

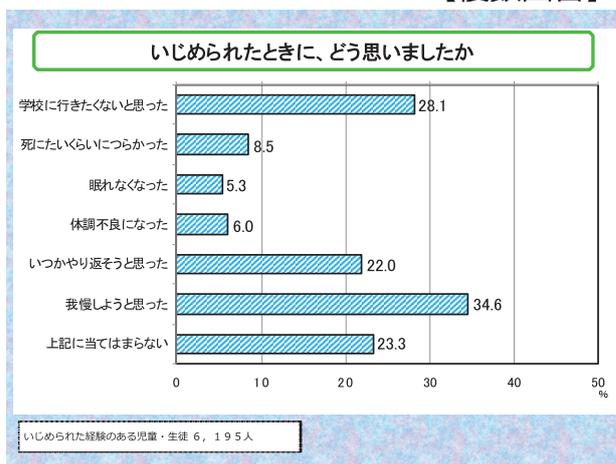
●いじめられた経験といじめた経験の関係について（児童・生徒）

調査研究 いじめられた経験といじめた経験の関係について

		いじめられた経験			合計人数 (%)は%
		ある	なし	無回答	
いじめた経験	ある	4391 (46.9)	983 (10.5)	21 (0.2)	5395 (57.6)
	なし	1790 (19.1)	2125 (22.7)	7 (0.1)	3922 (41.9)
	無回答	14 (0.2)	7 (0.1)	22 (0.2)	43 (0.5)
合計人数 (%)は%		6195 (66.2)	3115 (33.3)	50 (0.5)	9360 (100.0)

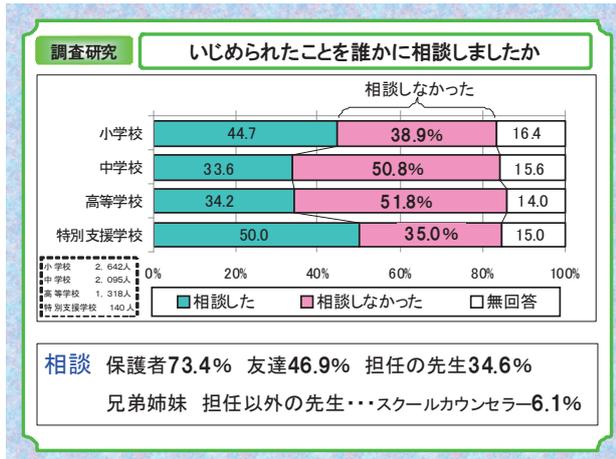
全体で9,360人のうち、いじめられた経験がある、いじめた経験もあるという児童・生徒は4,391人、いじめられた経験があるが、いじめた経験はない児童・生徒は1,790人である。いじめられた経験も、いじめた経験もない児童・生徒は2,125人である。この数は、全体の約2割で、それ以外の約8割は、いじめの被害者あるいは加害者、またはどちらの経験もあるなど、何らかの形でいじめに関わっているということが分かった。

●いじめられたときの気持ちについて 【複数回答】



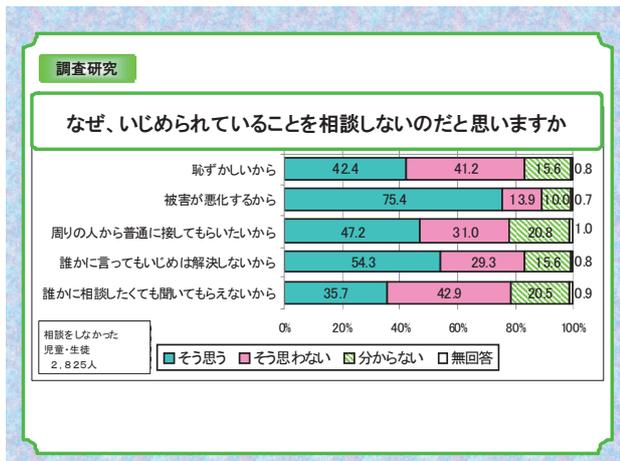
いじめられた経験のある児童・生徒を対象に、いじめられたときの気持ちを質問した。「我慢しようと思った」34.6%が一番多く、次に「学校に行きたくないと考えた」28.1%、「いつかやり返そうと思った」22.0%という割合であった。その他、「死にたいくらいにつらかった」が8.5%、「眠れなくなった」、「体調不良になった」がいずれも5%を超えていた。

●相談経験について（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒）【単数回答】



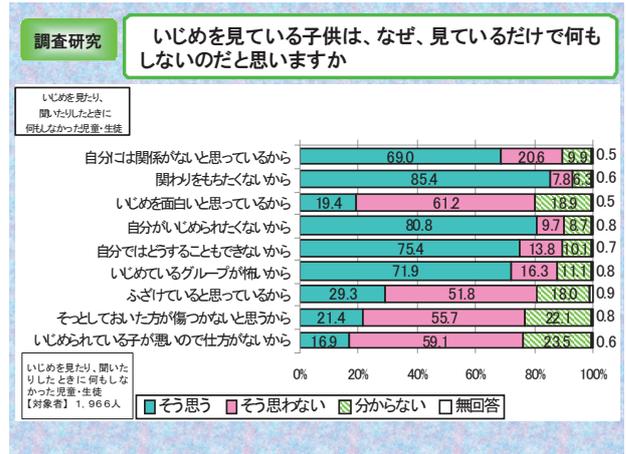
いじめを受けた児童・生徒が誰かに相談したかという質問では、いじめられた経験のある児童・生徒のうち、半数近くが相談しなかったと回答している。また、相談した相手は、保護者が一番多く、次いで、友達、担任の順になっており、スクールカウンセラーへの相談は、約6%という結果であった。

●いじめを相談できない理由について（児童・生徒）【単数回答】



「いじめられている子供が、なぜ、いじめられていることを相談しないのだと思いますか」という質問に対して、実際に相談しなかった児童・生徒の回答では、「被害が悪化するから」が75.4%で一番多く、「誰かに言ってもいじめは解決しないから」が54.3%という結果となった。

●いじめを見ている理由について（児童・生徒）【単数回答】



いじめを見たり、聞いたりしたときにどのような行動をとったのかを聞いたところ、「何もしなかった」という回答が約半数であった。「周囲の子供は、なぜ、ただ見ているだけで何もしないのだと思いますか」という質問に対して、実際にいじめを見たときに何もしなかったという児童・生徒の回答では、「関わりをもちたくないから」、「自分がいじめられたくないから」という回答が80%以上となった。そして、三番目の内容として、「自分ではどうすることもできないから」という理由が75.4%であった。

●事例研究について

事例研究	研究内容
裁判事例の分析	・いじめが深刻化した事例を全国から収集、分析 ◆いじめの概要 ◆学校の対応 ◆課題の分析
学校への聞き取り調査	・いじめが起こった学校の管理職への聞き取り ◆いじめの概要 ◆学校の対応 ◆その後の取組など
児童・生徒への聞き取り調査	・臨床心理士による児童・生徒への聞き取り ◆いじめられたときの気持ち ◆相談の有無、その理由 ◆いじめたときの気持ち など

事例研究では、裁判事例の分析、学校への聞き取り調査、臨床心理士による児童・生徒への聞き取り調査を行った。裁判事例の分析では、いじめが深刻化した事例を全国から収集、分析した。また、都内公立学校への聞き取り調査では、いじめが起こったときの学校の対応やその後の学校としての日常的な取組などを直接管理職から聞き取った。児童・生徒については、いじめの経験について、そのときの気持ちや相談できなかった理由など直接聞いた。

● 裁判事例等から明らかになった課題

裁判事例等から明らかになった課題

いじめの概要 学校の対応 裁判所の判断

考察

- いじめを発見した児童・生徒が、教員や保護者、周りの大人に知らせていないことが多い。
- 教員が一人で抱え込み、学校が組織的な対応をしていない。
- 学校が警察や関係諸機関と連携できていない。

いじめが深刻な事態に至った裁判事例について、いじめの概要や、学校の対応、裁判所の判断などを整理し、学校がすべきことを考察したところ幾つか共通の課題が出てきた。

いじめを見ていた児童・生徒が、教員や保護者や周りの大人に伝えていない、いじめが分かったとしても、担任などの教員が一人で抱え込んでしまい、学校が組織として対応していない、警察や関係諸機関との連携が図られていないことである。

● 臨床心理士による児童・生徒への聞き取り

臨床心理士による聞き取り

項目	内容
いじめられたことを相談しない理由	「誰にも話したくない」 「相談しにくかった」「相談する相手がいなかった」 「相談しても無駄であると思った」 「恥ずかしい」
いじめた内容とその理由	「悪口」が最も多く、無視、冷やか、仲間外れ、からかい等があった。軽くぶつかったり、蹴ったりたたいたりといった暴力行為等理由は「面白かったから」が多い。
いじめを見たときの行動とその理由	「何もしなかった」が多い。 理由は「自分がいじめられたくないから」が一番多い。

臨床心理士による聞き取り調査では次のことが分かった。いじめられたことをなぜ相談しないかということについて、「誰にも話したくない」、「相談しにくかった」などの他に「迷惑をかけたくない」、「先生がみんなに話して、話が広がってしまうのが嫌だから」という内容があった。いじめた内容として、悪口や無視、冷やかしやからかい等があり、いじめた理由については、「面白いから」、「リーダーに言われたから」、「周りの人がやっているから断れなかった」などがあった。「軽く」や「ちょっと」、「遊ぶふりをして」というように、自身の行為を軽く表現する様子が見られた。いじめを見たときに何もしなかったのは、「自分がいじめられたくない」という理由が一番多いという結果であった。

参考：東京都教職員研修センター「いじめ問題に関する研究」中間報告会 資料 平成26年1月24日

● 聞き取り調査から明らかになった課題

聞き取り調査から明らかになった課題

相談環境の充実

- 相談してよかったと思える経験
- 相談することは恥ずかしいことではないという意識
- 安心して相談できる環境

子供への指導

- いじめ問題への認識を深め、いじめは法的責任が生じる問題であることを理解させる指導
- 自分の気持ちをコントロールする手段

いじめを相談しない理由「自分がいじめられるのが怖い」

いじめを訴えた子供を守る

聞き取り調査からの考察としては、相談してよかったと思えるような経験を積み重ねることや安心して相談できる環境、児童・生徒自身がいじめへの認識を高め、自分の気持ちをコントロールできるような手段を学ぶことが必要であることが分かった。いじめられている児童・生徒、見ている児童・生徒が相談しない理由として、「被害が悪化する」、「自分がいじめられるのが怖い」ということから、大人がいじめを訴えた子供をどう守るかということが課題として挙げられる。

● いじめ問題に関する具体的方策の提案

具体的方策の提案

子供の意識を変える	・いじめ防止のために自分ができることを考える ・自分らしさ、友達「その人らしさ」を探す ・コミュニケーション力を高める ・気持ちを上手にコントロールする
教員の対応力を高める	・教員が子供の訴えを確実に把握する ・教員の意識を向上させる ・対応の方法を知り実践に生かす
学校体制の整備 関係機関との連携	・学校いじめ対策委員会の設置及び実効的な組織対応・継続観察 ・スクールカウンセラーの活用による相談体制の工夫 ・保護者や地域、関係機関からの情報把握及び連携の強化

【子供の意識を変える】

いじめが及ぼす影響を軽く考えているなどの課題から、子供がいじめの認識を深め、いじめに関する意識を変えるということが必要である。

【教員の対応力を高める】

子供のいじめの訴えをどう把握するか、意識を高めてどう発見するか、相談されたときそれからどう対応するか、全教員が対応力を高める必要がある。

【学校体制の整備と関係機関との連携】

いじめ防止対策推進法でも示されているとおり、学校には対策委員会を設置することになっている。組織をどう活用するか、スクールカウンセラーとの連携、保護者、地域、関係機関との連携がさらに必要となる。

4 いじめの未然防止のために

「いじめ総合対策(いじめに関する専門家会議報告)」では、「未然防止～いじめを生まない、許さない学校づくり～」として、次の2点を示しています。

教員の指導力の向上と組織的対応

(1)学校いじめ対策委員会の全校設置

学校は、法第22条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための「学校いじめ対策委員会」を設置する。都教委は、「学校いじめ対策委員会」の構成や役割について提示する。

(2)学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条に基づき、保護者や地域住民の参画の下、いじめの防止等に係る取組内容について、「学校いじめ防止基本方針」として策定し、公表する。

(3)学級担任による問題を抱えた子供への積極的な働きかけ

「いじめられたとき誰に相談したか」との質問に対し、「担任に相談した」と回答した子供は、35%に留まっており、学級担任は、この調査結果を重く受け止める必要がある。学級担任は、学級経営の責任者であり、いち早く学級内の子供の変化に気付くことができる立場にあることをしっかりと自覚し、とりわけ問題を抱えていると疑われる子供がいる場合には、積極的にコミュニケーションをとり、子供から信頼され、相談されやすい学級担任として、子供との人間関係を構築する。

(4)学校サポートチームの全校設置

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校は、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置する。

都教委は、「学校サポートチーム」の構成や未然防止におけるその活用方策等について、研修会等を通じて周知・助言する。

(5)いじめに関する研修の実施

学校は、いじめ防止対策推進法等で示されている取組を、教職員が確実に行えるようにするため、教職員に対する校内研修を年3回実施する。

所管教育委員会は、若手教員から管理職の各職層ごとに研修を実施する。特に若手教員に対しては、いじめの被害の深刻さを実感できる研修を、管理職に対しては、危機管理研修を実施する。

いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

(1)「いじめに関する授業」の実施

学校は、定期的な子供がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚させるようにするため、道徳の時間や特別活動において、年に最低3回(学期始め)は、「いじめに関する授業」を実施する。都教委は、「いじめに関する授業」のための「いじめ防止教育プログラム」を開発し、その効果的な使用について、研修(5月)を通じて周知する。

(2)弁護士等を活用した法教育の実施

学校は、いじめは刑事罰や損害賠償請求の対象になりうることなど、法的観点から実社会といじめとの関係について子供に学ばせるため、社会科の授業などで、いじめと関連した法教育を実施する。

(3)言葉の暴力撲滅キャンペーン等児童会・生徒会等による主体的な取組への支援

学校は、児童会・生徒会等により行われる、「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識し、実践するための取組(「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等)を支援する。都教委は、区市町村教委と連携して優れた実践事例を収集し、指導主事等による学校訪問を通じて情報提供をするなど、学校における子供たちの取組を支援する。

(4)都教委によるいじめ防止カードの作成・配布

都教委は、子供たちに「いじめを見て見ぬふりしない」という意識を広めていくため、いじめに対する具体的な行動のとり方などを記載した「いじめ防止カード」を作成・配布するとともに、著名人(オリンピック等)と一体となった啓発活動を実施するなど、未然防止に取り組む。

自尊感情や自己肯定感を高める

いじめの防止等のための基本的な方針では、自己有用感や自己肯定感を育む必要性が述べられています。基本的な方針でいう「自己有用感や自己肯定感」は、東京都教職員研修センターが平成20年度から5年間に渡り研究した「自尊感情や自己肯定感」を高めることで養うことができると考えます。

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童・生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができる機会を提供することで、児童・生徒の自尊感情が高まります。このような取組を計画的、継続的に続けることで、妬みや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすことにつながります。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いを得られるよう工夫することも大切です。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも必要です。

このように、いじめの未然防止のための一つの手だてとして、児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を長い時間をかけて、計画的に高めていく指導が欠かせません。

※ 東京都教職員研修センターが推進した「自尊感情や自己肯定感に関する研究」の詳細については、「子供の自尊感情や自己肯定感を高める指導資料【基礎編】、【発展編】」を御参照ください。

参考：文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月

「自尊感情や自己肯定感に関する研究」について

「自尊感情」や「自己肯定感」とは、心理学用語の「self-esteem(セルフエスティーム)」を訳した言葉です。

東京都では次のように定義しています。

「自尊感情」とは

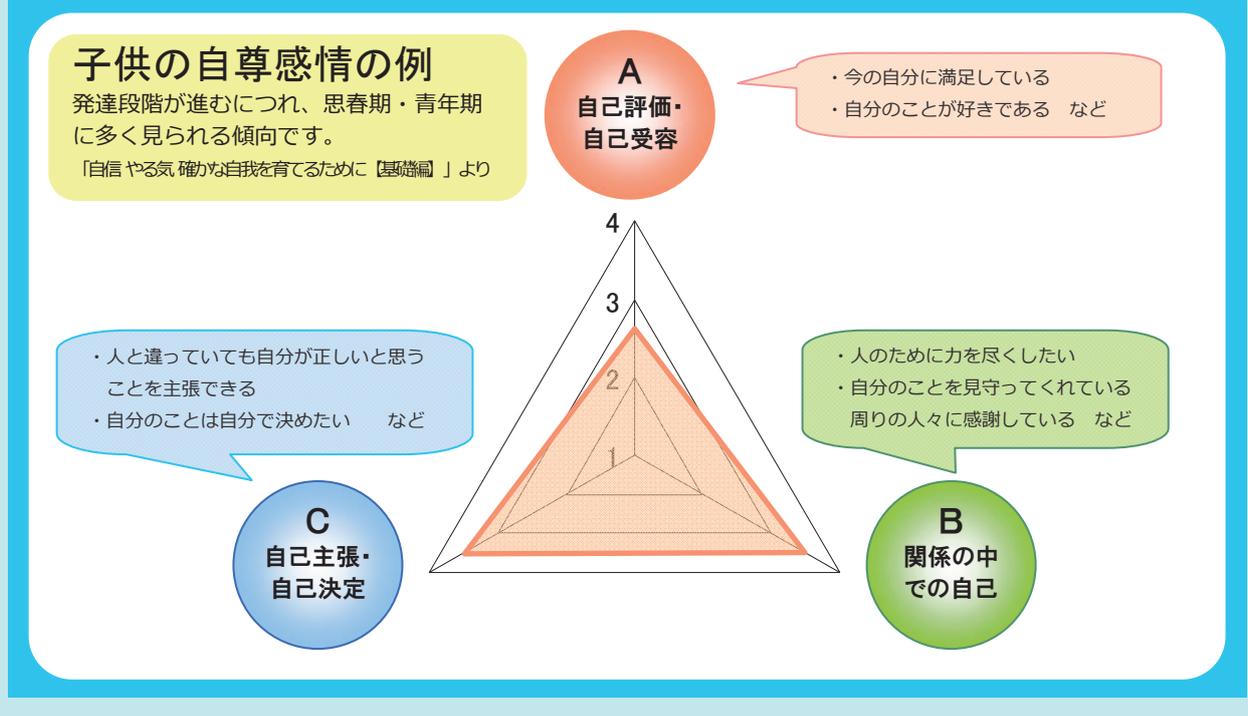
自分のできることできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」を他者との関わり合いを通してかけがえない存在、価値ある存在として捉える気持ち

「自己肯定感」とは

自分に対する評価を行う際に、自分のよさを肯定的に認める感情

東京都教職員研修センターと慶応義塾大学との共同研究により、自尊感情を構成する因子を分析しました。その結果、自尊感情を構成する因子を3つのまとまりに分けることができました。これら自尊感情の3つの観点に基づいて、子供の自尊感情の傾向を把握することができます。

東京都では、自尊感情を「A・B・Cの3つの観点」で捉え、「全体のバランス」を高めることを大切にしています。



参考：東京都教職員研修センター「自尊感情や自己肯定感に関する研究（第5次）指導資料」平成24年度

5 いじめを早期発見するために

いじめを早期に発見するためには、いじめられている子供、見ている子供などが、いじめの現状を発信しやすい環境づくりと、教職員や保護者などの大人が子供からの発信を確実に受信して対応することなど、的確な情報の受信と迅速な対応が必要です。「いじめ総合対策(いじめに関する専門家会議報告)」では、「早期発見～いじめを直ちに発見できる学校づくり～」として、次の4点を示しています。

いじめの「見える化」①～子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～

(1) 定期的な「生活意識調査」の実施

子供の食欲低下や寝不足等の日常生活の変化の背景には、いじめをはじめとした様々な課題が隠されていることが多いため、学校は、年2回、生活意識調査を実施する。都教委は、「生活意識調査」の雛形を提示する。

(2) スクールカウンセラーによる全員面接

学校は、子供が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、いじめの認知件数の増加する小5、中1、高1については、毎年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

都教委は、全員面接に係る優れた実践事例を収集し、スクールカウンセラー連絡会において、スクールカウンセラーに情報を提供する。

(3) 定期的な個人面談の実施

学校は、年3回程度、子供との二者面談を行い、子供の表情を見ながら、本人のことだけでなく友人のことや学級、部活動のことなどを把握する。また、事前に効果的な面談を行えるよう面談の手法などについてスクールカウンセラーに協力を要請する。面談の結果を学校いじめ対策委員会に報告する。

(4) 全教員による校内巡回等を通じた子供の観察

学校は、学級経営を学級担任まかせにしないようにするため、管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行うことを通じ、複層的な視点から、子供たちの変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で子供たちを見守っているというメッセージを発する。

(5) 関係機関との連携による学校非公式サイト監視

都教委は、ネットいじめへの対応について、誹謗・中傷の削除要請を迅速に行うほか、監視結果を学校や区市町村教育委員会に提供する。また、法務局から都教委に提供されたネットいじめに関する情報等についても、速やかに提供する。

いじめの「見える化」②～被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受信～

(1) 効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用

学校は、効果的にいじめの実態を把握できるよう、年3回の「ふれあい月間」の取組でいじめ等の実態を把握する。

都教委は、年1回、都内の公立学校に子供へのアンケート等による「いじめ実態調査」を実施する。

学校は、実態調査で収集した情報に基づき、子供に対して事実確認するに当たっては、必要に応じてスクールカウンセラーと協力し、子供たちに心理的負担を与えないよう配慮する。

(2) 学校いじめ相談メール等の実施

学校は、子供が学校にいじめの相談をしやすくするため、各学校において「学校いじめ相談メール」の実施や「いじめ目安箱」を設置する。

都教委は、「学校いじめ相談メール」等の活用の留意点について提示するとともに、都独自の「いじめ相談ホットライン」を周知する。

(3) 都教委作成のいじめ防止カードの活用①

学校は、いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用し、子供たちが日頃からいじめの早期発見につながるような行動を主体的にとれるよう、朝礼や学級活動などの様々な機会を通じ、子供たちに働きかける。

(4) 言葉の暴力撲滅キャンペーン等児童会・生徒会等による主体的な取組への支援

学校は、児童会・生徒会等により行われる、「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識し、実践するための取組(「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等)を支援する。

都教委は、区市町村教委と連携して優れた実践事例を収集し、指導主事等による学校訪問を通じて情報提供をするなど、学校における子供たちの取組を支援する。

学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見

(1) 子供の行動の記録

学校は、教職員が子供たちの変化を見逃さないようにするとともに、一人で抱え込むことがないよう、日常から子供の変化に関する情報を付箋等を利用して記録し、学校単位で組織的に情報共有できる体制を構築する。

都教委は、管理職に情報共有の体制を指導するとともに、「ふれあい月間」の調査で、情報共有に関わる優れた取組を把握し伝達する。

(2) ファイリングの徹底

学校は、子供の変化に関する情報について、全ての教職員が、円滑に情報を共有することができるよう、記録ファイルを作成する。

転入生については、前籍校でのいじめ情報を把握し、記録ファイルを作成する。転出者についても、いじめの加害・被害の状況を転出先の学校に連絡する。

特に、小学校でのいじめが中学校で継続することもあるため、入学前に小・中学校間の連絡会を開催し、情報を共有する。

都教委は、情報共有のシステムを構築して各学校に周知する。

(3) ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有

学校は、ファイリングや生活意識調査等を通じて把握したいじめに係る情報を緊急職員会議の開催等により、学校全体で組織的に共有する。

(4) 「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見

学校は、全ての教員により月1回、「いじめ発見のチェックシート」を用いた子供の状況観察を行い、「学校いじめ対策委員会」において結果を集約・分析する。

管理職は、各教員の「チェックシート」を分析し、教員のいじめ発見能力に課題があると認められる場合には、必要に応じて指導主事の協力を得て、当該教員を指導する。

都教委は、「いじめ発見のチェックシート」の具体的な活用方法について、年度当初の校長連絡会で周知する。

保護者・地域との連携

(1) 学校便りや保護者会の積極的な活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、学校は、学校便りや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対し説明する。

(2) 保護者相談の実施

子供がいじめについて、一番相談しやすい相手として「保護者」を挙げている調査もあることから、学校は、年度当初から、教員による個別の保護者相談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備する。

(3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介

保護者によっては、教員よりもスクールカウンセラーの方が相談しやすい場合もあるため、保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に行う観点から、学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを年度当初の保護者会で紹介する。

(4) 児童館や学童クラブとの連携

放課後における子供の様子について把握するため、学校は、児童館や学童クラブに対し、子供の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報を提供してもらえよう依頼する。

いじめ発見のチェックシート

1 表情・態度

- 笑顔が無く沈んでいる。
- ぼんやりとしていることが多い。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- 周りの様子を気にし、おずおずとしている。
- 感情の起伏が激しい。
- いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- 体に原因が不明の傷などがある。
- けがの原因を曖昧にする。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- ボタンが取れていたりポケットが破けたりしている。
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- 服に靴の跡が付いている。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等が隠される。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 机や椅子が傷付けられたり、落書きされていたりする。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・行動

- 他の子供から言葉かけを全くされていない。
- いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- 職員室や保健室の付近でうろろしている。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 家から金品を持ち出す。
- 不安げに携帯電話をいじったり、メールの着信や掲示板をチェックしたりしている。

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れない。
- 友達から不快に思う呼び方をされている。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- 遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。
- よくけんかが起こる。
- 付き合う友達が急に変わったり教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。
- 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。

6 教師との関係

- 教師と目線を合わせなくなる。
- 教師との会話を避けるようになる。
- 教師と関わろうとしない、避けようとする。

参考：東京都教育委員会「人権教育プログラム（学校教育編）」平成25年3月

6 いじめ問題の組織的な対応について

いじめ問題に対応するためには、学校全体として組織的に対応することや学校だけでは対応が困難な場合には、関係諸機関と連携を図り、対応することが大切です。また、解決したと見られる場合にも、継続的に観察していくことがポイントとなります。「いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）」では、「早期対応～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～」として、次の4点を示しています。

学校いじめ対策委員会を核とした対応

(1)把握した情報に基づく対応方針の策定

学校は、いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、適切ないじめの解決のための対応方針を策定し、場当たりの対応とならないように、学校全体で対応方針を共有して、取り組むこと。

(2)学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化

いじめを把握した場合には、迅速で組織的な対応が不可欠であるため、学校は、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の子供への支援、加害の子供への指導、周囲の子供へのケアについて、教職員の役割分担の明確化を図ること。

被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組

(1)被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

学校は、被害の子供の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。例えば、授業中や休み時間を利用した、複数の教員による毎日の声かけや、朝会等を利用した被害の子供の情報の共有、登下校時の付き添い等を実施する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害の子供やその保護者をケアする。

(2)加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等

学校は、加害の子供を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個の教員による単発の指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の子供に心のケアを実施する。

なお、加害の子供の保護者が、自分の子供の指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の子供の保護者をケアする。

(3)いじめを伝えた子供の安全の確保

学校は、勇気をもって教員等にいじめを伝えた子供を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守りや、登下校時の付き添いや積極的な声かけなどを通じて、いじめを伝えた子供の安全を確保するための取組を徹底する。その際、保護者とも緊密に連携する。

(4)都教委作成のいじめ防止カードの活用②

学校は、いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用し、子供たちがいじめを目にしたときには、加害の子供にいじめをやめるよう働きかけたり、被害の子供をいたわり、励ますなどの行動をとれるよう、朝礼や学級活動などの様々な機会を通じ、子供たちに働きかける。

所管教育委員会・関係機関との連携

(1)所管教育委員会への報告と所管教育委員会による支援

学校は、早期に所管教育委員会へ報告し、情報を共有する。所管教育委員会は、当該情報の内容に応じて、スクールカウンセラーや指導主事等の派遣により、被害を深刻化させないよう学校を支援する。

(2)学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力

学校は、暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。

保護者・地域との連携 ～いじめの情報や学校の方針を早期から発信して共有～

(1)いじめ対策保護者会の開催

いじめの早期解決のためには家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、学校は、早期対応の一環として、いじめ対策保護者会を速やかに開催し、保護者に対し積極的に情報を提供する。また、これにより、保護者との連携・協力関係を構築する。

(2)PTAの活用

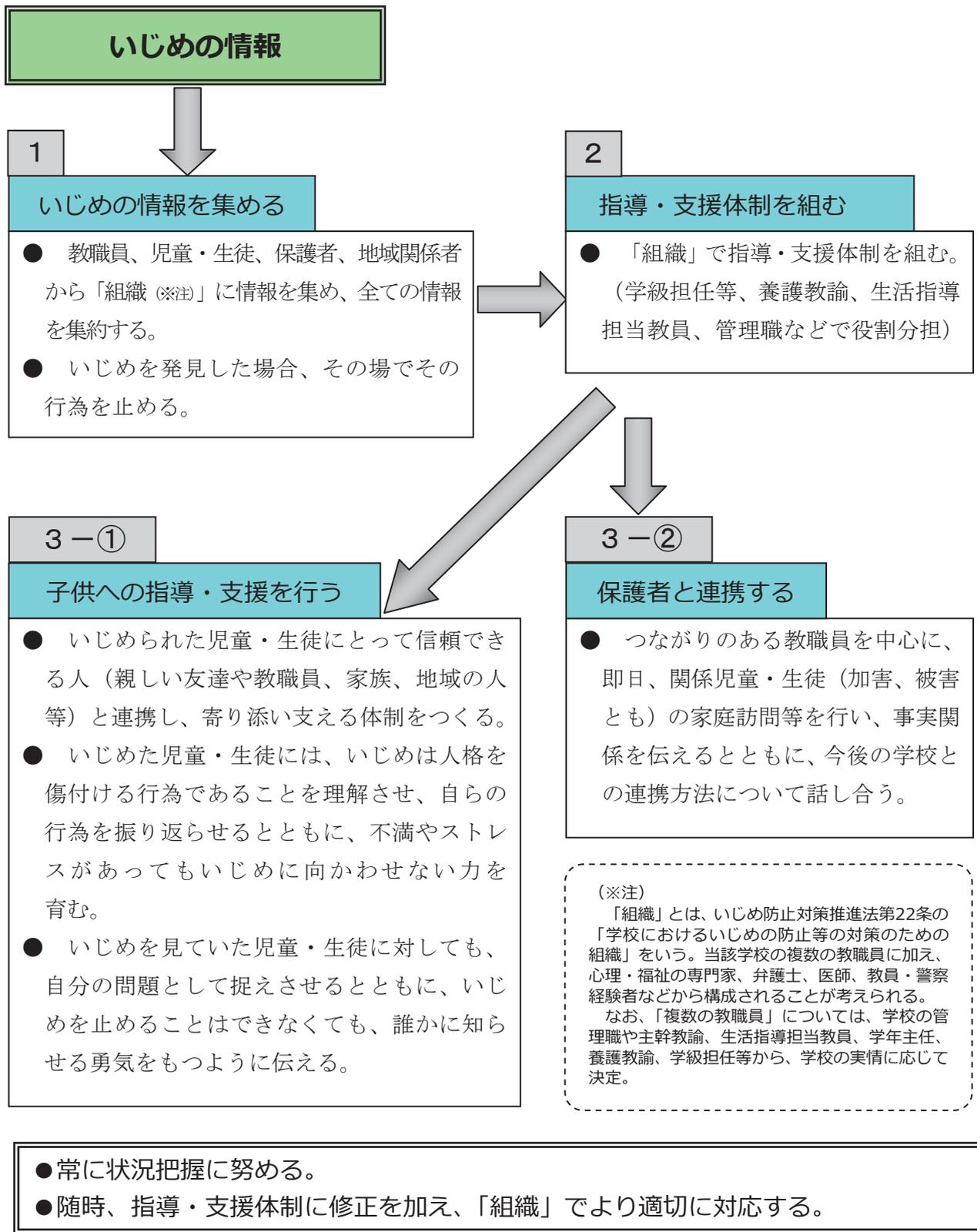
PTAの役員等が被害・加害の子供の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、学校はPTA役員等に情報提供するなど積極的にPTAと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

(3)地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

被害の子供のみならず、周囲の子供も、多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、学校は、地域の大人による子供の登下校時の見守りなど、地域人材を積極的に活用する。

組織的な対応例（いじめ発見から解決までの流れ）

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。



参考：文部科学省「平成25年度 いじめ防止等に関する普及啓発協議会」資料

7 「ネット上のいじめ」への対応

「ネット上のいじめ」は、ネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であること、子供が簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な状態にいたること等が特徴です。「ネット上のいじめ」が起因となって、自殺にいたる事件も発生しています。

■ 「ネット上のいじめ」の特徴

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・ インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子供が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 保護者や教師などの身近な大人が、子供の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子供の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

■ 未然防止と早期発見の取組

- 校内の指導体制
「ネット上のいじめ」の未然防止と早期発見には、指導資料の活用と、教職員の共通理解、組織的な指導体制の構築が必要である。
- 教育相談の充実
傾聴・共感的理解・受容などの教育相談の基本を大切にして、子供からのサインや情報を確実にキャッチするよう心掛ける。
- 発達段階に応じた指導
リーフレットや啓発DVD等を活用し、「ネット上のいじめ」の危険性を含めた情報モラル教育を計画的に実施する。
- PTAと連携した啓発活動
インターネットや携帯電話等の利用に関して、家庭でのルールをつくるよう啓発する。(指導資料等の活用、ファミリールール講座等)

■ 「ネット上のいじめ」が起きた場合の対応の配慮事項

事態の収拾

- 情報収集と事実の確認
- 教育委員会との連携
- 書き込み削除の要請
- 警察等の関係諸機関との連携

被害者対応

- 「仕返しが怖い」、「プライドを傷付けられたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などといった、被害を受けた子供の傷付いた心を支え、安心感や自分は安全だという気持ちをもたせる声かけをし、話を聞く。

加害者対応

- 教師自らが絶対的な信頼の対象であることを子供たちにしっかり示す。
- 絶対にやってはいけないという毅然とした態度を貫く。
- 行動に至った原因、加害者の子供が抱える悩みや問題等、行動の深層にある心理を理解し対応する。

全児童・生徒対応

- 情報モラル教育を徹底する。
- 「いじめ」を許さない学級の雰囲気づくりを行う。
- 子供への勇気付けを行い、解決に向けた取組を促す。

保護者対応

- 関係する保護者への説明と対応（家庭での取組への理解と要請）
- 学校の今後の指導方針と対応等の提示と説明（必要に応じて全家庭を対象に）

いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり

学校は、保護者や地域社会と連携しながら、「いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり」に向けて、以下のような取組を全力で実施することが大切です。

学校の取組

◇ 具体的な指導

- ・ 周囲の子供が勇気をもっていじめを伝えるようにするために、学校は、保護者や地域の協力も得ながら子供の安全を確保する。
- ・ 「いじめを見たら伝えなさい」と一方的に指導するだけでなく、子供が「いじめについて大人に伝えても守ってもらえる」と思えるようにする。
- ・ 日常的な観察、面接や調査等により、子供の実態を早期に把握する。
- ・ いじめに関する授業等を通じ、いじめは生命や心身に関わる重大な問題であることを繰り返し伝え、考えさせるとともに、子供たちの主体的な取組の支援を通じ、子供の「いじめを見て見ぬふりしない」意識を醸成する。

<h4>いじめから子供を守り通す取組</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校時の付き添いなどによる周囲の子供の安全の確保 ・ 地域人材や関係機関を活用した子供の見守り ・ 保護者会の開催やPTAの活用 <p>など</p>	<h4>早期の実態把握に係る取組</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーによる全員面接の実施 ・ 「生活意識調査」や「いじめ実態調査」の実施 ・ 「いじめ実態調査」等を通じて把握した情報の共有を徹底 ・ 定期的な個人面談の実施 <p>など</p>	<h4>子供の意識を醸成する取組</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめに関する授業」の実施 ・ 「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等、児童会・生徒会等による主体的な取組の支援 ・ 「いじめ防止カード」の活用 <p>など</p>
---	--	--

東京都教育委員会の取組

都教委は、区市町村教委や学校と連携して子供たちの意識を変え、子供が声を上げられるよう、以下のような取組を実施

- 「いじめ総合対策チェックシート」の作成・配布
- いじめに係る研修や「いじめに関する授業」のためのプログラムの開発・活用
- いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」の作成・配布
- 「いじめ防止カード」等を活用し、著名人（オリンピック等）と一体となって子供たちを啓発

など

区市町村教育委員会の取組

区市町村教委は、学校の取組を支援するため、以下のような取組を実施

- 都教委の研修プログラムを踏まえた、若手教員から管理職の職層ごとの研修の実施
- 事案に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等を学校に派遣
- 都教委作成の「いじめ防止カード」等を用いた啓発活動への連携・協力

など

参考：東京都教育委員会「いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）～いじめ問題への対応について～」
平成 25 年 11 月 28 日